



川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条に基づき、「使用済みペットボトル再資源化施設」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の名称	使用済みペットボトル再資源化施設			
指定開発行為の種類	工場又は事業所の新設（第3種行為） 廃棄物処理施設の新設（第2種行為）			
指定開発行為の目的	一般廃棄物処理施設（使用済みペットボトル再資源化施設）の新設			
指定 開発 行為 の 内容	敷地面積		12,520 m ²	
	土地利用計画	建築物	原料倉庫	2,370 m ²
			工場棟	1,810 m ²
			成品倉庫	1,350 m ²
			押出機械	370 m ²
			事務所等	250 m ²
			排出処理室	100 m ²
	屋外設備		290 m ²	
	道路・駐車場		100 m ²	
	緑化地		290 m ²	
設備計画		ボトル受入・解俵設備、ボトル選別設備、粉碎・ラベル分離設備、フレーク洗浄設備、ポリオレフィン分離設備、フレーク精製・充填設備		
能力		48 t／日		
実施する区域	川崎市川崎区水江町5番			
施行期間	（着手予定）平成13年8月、（完了予定）平成14年2月			
条例準備書の縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所及び本庁（環境局総務部環境審査課）			
縦覧期間及び時間	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年2月21日（水）から平成13年4月6日（金）まで ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。 午前8時30分から午後5時まで。 			
意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例環境影響評価準備書について御意見のある方は、意見書を提出することができます。 平成13年4月6日（金）までに川崎市環境局総務部環境審査課あてに提出してください。 なお、意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 郵送の場合は4月6日までの消印を有効とします。 			
問い合わせ先 意見書提出先	川崎市環境局総務部環境審査課 044（200）2156 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地			